



けやき通信

ごあいさつ

「明けましておめでとうございます。」

皆さま、新年あけましておめでとうございます。
本年も多くの方との出会いを大切に業務に励みたいと考えていますので、引き続きよろしくお願い致します。

ため少しハードでしたが、「会って見たから分かることがある」「会ったからこそ伝えられることがある」と思い頑張りました。←美味しいものもたくさん食べました。

さて、私、昨年11月下旬から12月中旬に、所属している団体の役員として4週間で広島→札幌→仙台の3都市を訪問しました。コロナが落ち着き現地開催が増えた

この「会って見たから分かることがある」は、私自身、日々の仕事でも大切にしていることです。今年も、多くの素敵な出会いがある1年にしたいと思っています。

今月のテーマ

「遺言の活用～付言事項～」

1. 遺言者の意図は???

「私の財産全部を長男Aに相続させる。」という内容の遺言があった場合、皆さまは何を思いますか？

「そうだね」と思う方がいる一方、「なぜ?」「どうして?」と思う方もいると思います。

遺言は、特定の方（相続人や友人など）に財産を承継させることを目的として作成しますので、誰にどの財産を承継させるかは書いてありますが、遺言を作った理由や意図などはほとんど書かれることはありません。そのため、遺言の内容を巡って相続人間で様々な「憶測」を呼び、それが相続争いに発展することもあります。

2. 付言事項

遺言は、「法律上の効果が生じるか」という点から、「法定遺言事項」と「付言事項」の2つに分けることができます。

①法定遺言事項

書くことで法律上の効果が生じます。

例えば、財産の承継に関する記載や遺言執行者の選任、祭祀承継者の指定などがこれに当たります。

②付言事項

書いても法律上の効果は生じません。

例えば、「きょうだい仲良く生活して欲しい」といった文言がこれに当たります。

3. 遺言の特徴

遺言の効力は、遺言者が死亡したときに生じます。そのため、どうしてもそのような内容の遺言を作成したかを遺言者に聞きたくても、遺言者は既に死亡しているため聞くことができません。

これが遺言の特徴の一つであり、そのため冒頭に記載

したような「憶測」を呼んでしまいます。

4. 理由が分かれば

皆さまは、説明もなく「理解しろ」と言われたことを素直に受け入れて納得することはできますか？

せめて説明して欲しい、理由を教えて欲しいと思うことはないですか？

遺言も同様だと思います。

相続人が兄と弟の2名のケースで、説明もなく、弟が兄より多く財産をもらう内容だとしたらどうでしょう？

もし遺言に、「弟は障害があるため働くことができません、将来生活に困らないよう多くしました。」とか、「弟は同居する私やお母さんを介護するため仕事を辞めて介護に専念することになりました。それに対する感謝の気持ちを込めて多くしました。」と書いてあったらどうでしょう？

5. 付言事項で実現したいこと

付言事項には、次のようなものがあります（一例）。

- ①承継させる財産の多い少ないに関する理由の説明
- ②遺留分侵害額請求権を行使しないで欲しいといった希望
- ③きょうだい仲良く生活して欲しいといった希望

付言事項は、法律上の効果を生じさせるものではなく、また相続人を法的に拘束するものでもありません。

しかし、相続人が、遺言を書いた理由や意図などを知ることができれば、その意図をくみ取り内容を理解することができます。そして、そのことが遺言を巡る相続争いの防止につながっていきます。

このように、「相続争いの未然予防」の観点から付言事項の活用を検討してください。

事務所のご案内



司法書士 吉川 豊
TEL 0562-91-4350
豊明市西川町島原2-2 シマ原ビル103
業務時間：平日9時～18時

（事前のご予約で、時間外・土日も対応可能です。）



主な取扱い業務

- ✓相続・遺言の作成支援・成年後見等
- ✓不動産の贈与・売買・担保権抹消
- ✓会社設立・役員変更・目的変更

（当事務所HP）



吉川事務所 豊明市